

交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和元年12月10日
警察本部交通部
交通総合対策センター



運転中のスマホ等使用は危険

～ 12月1日、道路交通法等の一部改正により罰則が強化 ～

運転中にスマートフォン等の画面を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっています。

運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

 **携帯電話使用等(保持)** ● 通話(保持)、画像注視(保持)する行為

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

反則金 大型…2万5千円
普通…1万8千円
二輪…1万5千円
原付…1万2千円


点数 3点



【通話(保持)】



【画像注視(保持)】

 **携帯電話使用等(交通の危険)** ● 通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

反則金 適用なし(反則金制度の対象外となり、全て罰則の対象に)

点数 6点(免許停止)

スマートフォンなどの携帯電話を使用する際は安全な場所に停車を!

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～